

# ホクネット通信

もくじ

- 1 ページ… 年頭所感 理事長 町村 泰貴 氏
- 2 ページ… 平成 28 年度地方消費者フォーラム報告
- 3 ページ… 北海道消費者行政推進事業 セミナー報告（芽室・白老・羽幌・江別・美幌）
- 4 ページ… テイクアンドギヴ・ニーズに対する訴訟終了のご報告 検討委員 山田 裕輝 氏



## 年頭所感

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援ネット北海道 理事長 町村泰貴  
(北海道大学大学院法学研究科教授)



### 「安全で安心できる消費生活のため、 今年もホクネットは頑張ります」

ホクネットの活動を支えてくださっている皆様、明けましておめでとうございます。

平成 29 年は、いよいよ消費者被害の集団的な救済を実現するための裁判手続が動き出すことでしょう。平成 25 年に成立した消費者裁判手続特例法は、昨年 10 月施行後、その担い手となる特定適格消費者団体が一つ誕生しました。今年は後に続く団体が多数出てくるものと期待できます。ホクネットもまた、その一つとなるべく、準備作業を重ねています。

平成 29 年は、手続法だけではなく実体法も、消費者保護のための規定の整備が進みます。昨年成立した改正消費者契約法による過量販売取消権が施行されますし、改正個人情報保護法の施行も予定されています。これによって、一方では消費者の個人情報に関するルールが変わり、匿名加工情報や要配慮個人情報といった新たな概念が導入されます。他方では、私たち消費者団体にとっても、個人情報取扱事業者としての安全管理義務等に対応が迫られます。

法改正は今後も続き、新たに施行される法律も来年以降に目白押しですが、これらをタイムリーにキャッチアップしていくことが、専門家集団としてのホクネットの役割でもあります。

今年のホクネットは、上記の特定適格消費者団体への準備作業のほか、適格消費者団体として不当条項・不当勧誘行為等の差止め請求活動を進めていきます。このほか北海道や札幌市などの地方公共団体とのコラボレーション、全国の適格消費者団体の連絡協議会のホストなど、課題は山積しています。インターネットを通じた情報提供も、ホクネットのホームページ(\*1)を使いやすくリニューアルすることも考えておりますし、昨年来のツイッター(\*2)、フェイスブックページ(\*3)による情報発信も継続していきます。

こうした活動を支えるために、皆様にはより一層のご寄付等のご負担をお願いすることにもなるかもしれませんが、消費者支援の強化充実に向けて努力を重ねていきますので、ご支援をよろしく願いいたします。



\*1 ホームページ <http://www.e-hocnet.info/>  
 \*2 ツイッター <https://twitter.com/hocnet20162>  
 \*3 フェイスブック <https://www.facebook.com/hocnet1222/>

# 平成 28 年度地方消費者フォーラムが終了しました



平成 28 年 11 月 24 日、「平成 28 年度地方消費者フォーラムin北海道」が開催されました。最初に矢島実行委員長から、様々な地域課題から消費者問題が多様化していることから、地域のネットワークを活かして一つずつ解決をしていくため、本フォーラムは出会いと発見の場であるという挨拶がありました。



同会 番井菊世氏  
ホクネットの理事としてお世話になつて  
いる司法書士です。

## ◆ 第 1 部 ◆ 基調講演「共生のまちづくり～世代を超えた挑戦」

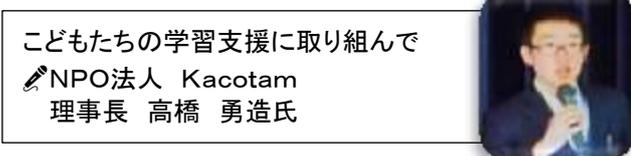


当別町にある社会福祉法人ゆうゆうの理事長 大原裕介氏の講演がありました。高齢化が進む地域で、本当に最後までその人らしい生きがいのある暮らしが送れているのかなど、心に響くお話があり、参加者からは感動したという声が多く聞かれました。

## ◆ 第 2 部 ◆ リレー報告(5 団体)



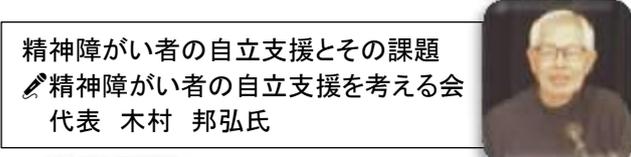
一人親支援に取り組んで  
しんぐるまざあず・ふぉーらむ  
北海道 代表 平井 照枝氏



こどもたちの学習支援に取り組んで  
NPO法人 Kacotam  
理事長 高橋 勇造氏



「食品ロス削減に向けた取り組み」  
(公社)札幌消費者協会  
理事 奥谷 直子氏



精神障がい者の自立支援とその課題  
精神障がい者の自立支援を考える会  
代表 木村 邦弘氏



高齢者の安否確認と在宅支援～配食サービス  
生活協同組合 コープさっぽろ  
社会給食部 藤岡 義幸氏



昼食後は静和記念病院リハビリテーション科の主任作業療法士の藤田氏が金太郎の曲に合わせ、左右の手足を使っての脳トレ体操で会場は笑いの渦に包まれました。

## ◆ 第 3 部 ◆ 3 団体のリレー報告とグループワーク



若者が狙われる～名義貸し  
認定NPO法人 消費者支援ネット北海道  
検討委員 猪野 亨弁護士



消費者被害防止ネットワークについて  
北海道環境生活部くらし安全局  
消費者安全課主査 浅野 祐司氏



「さっぽろ暮らしまな BOOK」に取り組んで  
札幌市市民文化局市民生活部  
消費生活課長 鳥井 美奈子氏

最後に札幌市消費者教育大使の委嘱式にかわいらしい「しろくま」が登場し、新たに札幌市消費者教育大使として任命され、その愛らしさにちょっとした撮影会場となりました。



**マグネットテーブル方式のグループワーク**  
各グループ内で、実施してみたい企画内容をグループ内で検討し、まとめあげるというワーク形でした。地域で安心して住み続けるため、地域の団体が連携して双方向のネットワークを育む。そのため、この地方消費者フォーラムがプラットホーム的な役割を担うという目的のもとで、このフォーラムは開催してきました。ここで、その目的を踏まえつつ、新たなウイングの広げ方を再度検討する時期にきているように思われます。(記 ホクネット事務局長 大嶋)



## 北海道消費者行政推進事業 セミナー報告

### 芽室町

#### 「マイナンバーの仕組みとその影響」

芽室消費者協会事務局長 小寺 典子氏

7月29日(金)、消費者支援ネット北海道の町村泰貴理事長の講演会「マイナンバーの仕組みとその影響」に、町内外から43人が参加してくださいました。冒頭から今流行の「ポケモンGO」のゲーム画面とお話につけられました。そのゲーム上での行為によっては、個人特定の手掛かりとなるものが他人に知られる状態になっていることに驚きました。マイナンバー制度はまだ機能していないから漏えいリスクが少ないものの、多くの消費者はインターネットの普及に伴い、既に個人の情報を自ら少しずつ流出してきたのだと思います。マイナンバー制度が出来たことを機に自分の行動を見直そうと思うようになりました。町村先生のお話は、行政機関が行うマイナンバーの説明会とは違う視点で、消費者の立場に重点を置いたお話でした。マイナンバーを求める側は義務、提示する側は任意であり、協力するかどうかは消費者次第、皆が協力しなければリスクは減るものの国民の利便性も行政の効率化もこのまま実現しないのかもしれませんが。後半はインターネット上で個人情報流出が起こった事件の仕組みを説明してくださいました。いくらセキュリティが強化されても、予期せぬことは起きると覚悟の上、流出されても構わない情報を選別し、予防対策をしていくことが、今後必要になってくると感じました。



### 白老町

#### 「キャンセルするのにお金を払わないといけないか？」

NPO白老消費者協会理事長 但馬 まや氏

9月7日白老町福祉センター(いきいき4♡6)で消費者支援ネット北海道との協働で消費者セミナーが開催されました。札幌大谷大学の佐藤弘直氏を講師に30名の参加者が消費者にとって日常的に遭遇する事態「キャンセルするのにお金を払わないといけないか？」をテーマにした講演に耳を傾けました。佐藤講師は「現代社会は契約社会であり様々な場面で契約に係るトラブルが発生している」とし、例えば成人式の着物レンタル・結婚式場・航空券のキャンセルなどの様々なキャンセル料で大小様々なトラブルがあると現状を説明しました。そして、そのキャンセルトラブル対策としては「やはり契約内容を確認すること。必ず途中キャンセルする場合の手続きと、キャンセル料とキャンセル料が発生する期限を確認して下さいと対応方法を説明してくれました。さらに、実例を挙げ、キャンセル料が発生する場合やしない場合、裁判で争われたケースの内容なども細かく説明してくれました。参加者からは「身近なテーマで事例を交えて解説いただき、分かりやすい講座だった」と好評を得ました。



### 羽幌町

#### 「高齢者を狙う様々な悪質商法」

留萌地区消費者協会連合会 事務局書記 熊谷 裕治氏

送り付け商法や訪問販売による被害事案、振り込め詐欺の予兆電話などが、当町においても、特に高齢者を中心に発生するようになってきました。このため、消費生活に最も身近な組織である我々が、地域の消費者力向上のために何かできないかを考え開催をお願いしたのが、本セミナーの開催経緯です。当日は、弁護士の竹之内先生を講師に「高齢者を狙う様々な悪質商法」をテーマとしてご講演いただきました。消費者協会会員だけではなく一般町民も参加し、事案を交えお話を興味を持って聞かせていただきました。消費者ホットラインなどの身近な相談窓口がまだまだ知られていないこともわかり、継続した情報発信の必要性を感じました。



### 江別市

#### 「インターネットの被害防止」

江別消費者協会 会長 塩越 康晴氏

11月8日(火)、江別市勤労者研修センターで本年5月に設立された「江別消費者被害防止ネットワーク」の研修と情報交換を兼ねた3回目の会議が開催され、本ネットワーク構成団体から25名が参加した。会議は、富田敏文江別市経済部商工労働課参事の挨拶の後、研修に入り、講師の消費者支援ネット北海道(ホクネット)理事長町村泰貴氏(北海道大学大学院法学研究科教授)から「インターネットの被害防止」と題した講演がおこなわれた。質疑応答の後、江別市消費生活センター中井悦子相談部長から江別市の消費生活相談状況の報告があり終了した。講演で特に印象に残ったことは、インターネットトラブルが若年者から高齢者まで幅広く発生し、年々増加していることであり、今後、パソコンやインターネット用語に不慣れな高齢者の一層のトラブルが懸念されたことである。



### 美幌町

#### 「なぜ あなたは騙される?!」

美幌消費者協会 会長 白石 さよ氏

11月15日の夕方、消費者支援ネット北海道の番井菊世司法書士による町民を対象にしたセミナーが開催されました。マルチ商法など一向に減らない悪質商法や詐欺的行為について契約を急がせ消費者に考える時間を与えず、周囲に相談されないように仕向けるのが悪質業者の手口であり、先にお金を払ってしまうとそれを回収するまでやめられなくなるというのが消費者心理だそうです。それをうまく利用されている現状を講師自らが実際にあえて体験したことを交えての講義、その説得力あるお話に参加した大勢の皆さんは真剣に聞き入っていました。人はもともと信じやすい動物。人は自分が思っているほど合理的に行動していないということ、環境や人間関係で行動が変化するということがよく伝わってきました。



お知らせ 3月11日(土)かでの2・7でシンポジウム「新たな訴訟制度による消費者被害の回復」開催します。詳細はホームページで

# テイクアンドギヴ・ニーズに対する訴訟終了のご報告



弁護士・消費者支援ネット北海道 検討委員 山田裕輝 氏

ホクネットは、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ(以下「T&GN」といいます。)に対し、挙式披露宴会場利用契約書に定められていたキャンセル料条項の使用差止めを求めて訴訟を提起しておりましたが、先日、同訴訟が終了しましたので報告いたします。



T&GNは、全国規模で挙式披露宴会場の運営を行っている会社であり、札幌市中央区でも「ヒルサイドクラブ迎賓館」を運営していますが、同社が使用していた利用契約書のひな形では、利用日の120日前までにキャンセルした場合には一律10万円のキャンセル料が発生すると定められるなど、同業他社と比較して高額なキャンセル料が定められておりました。そこで、ホクネットでは、T&GNに対し、これらのキャンセル料条項の使用差止めを求めて訴訟を提起しておりました。

訴訟提起後、T&GNは、段階的に利用契約書のひな形を改定しました。その結果、29日前～8日前のキャンセル料は見積額の70%から45%へ、7日前～2日前は見積額の80%から50%へ、前日の場合は見積額の100%から80%へと、キャンセル料の金額が大きく減額されました。

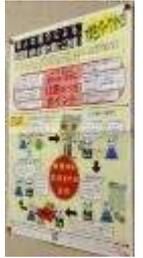
しかしながら、120日前までは一律10万円とする点に変更されておらず、ホクネットとしてはこれを容認できないと主張して、変更を求め続けました。その結果、T&GNは、平成28年8月1日以降、365日前までのキャンセルの場合のキャンセル料を10万円から5万円へと変更することとなりました。これを受けて、ホクネットは、T&GNに対する訴訟を取り下げ、訴訟終了となりました。

本件は判決で一定の判断が示されるという形で終結した事件ではありませんが、訴訟提起の結果、相手方が任意にキャンセル料条項を改善し一定の成果を得られたものであり、差止請求権の存在が実効性を発揮したひとつの事例といえるのではないかと思います。



大学生の間で高額な投資用DVDを購入させられ、友人関係を利用させたネットワークビジネスを勧める手口が横行し、その支払いを消費者金融から借入して行うケースが増えている。そのためホクネットは、被害の未然防止のため道内大学に要望書とともに注意喚起用ポスターを送付しました。そうしたところ、札幌大谷大学から学生掲示板に掲載した旨の連絡がありました！  
要望書及びポスター送付 URLはこちら

<http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=366>



## ◆消費者支援ネット北海道 会員数(平成28年12月現在)◆

個人 会員数	正会員	177名
	協力会員	147名
団体 正会員	5団体	北海道生活協同組合連合会/(一社)北海道消費者協会/北海道労働者福祉協議会/生活協同組合コープさっぽろ/札幌青年司法書士会
団体 賛助会員	8団体	北海道労働金庫/ホクレン農業協同組合連合会/新得町役場/遠軽消費者協会/第一生命保険株式会社/(一社)生命保険協会/(一社)北海道損害保険代理業協会・帯広支部/芽室消費者協会

### 編集後記

平成28年は足早に過ぎて～自然災害・火事や国内外の情勢の変化に気を取られている間に暮れて29年も1月末になってしまいました。

消費者機構日本が特定適格消費者団体に認定された旨を、NHKのニュースで報じていました。

ホクネットも後に続けるよう体制を整えていくことが、今年の大きな目標となるのでしょうか？

今年は平穏な一年になることを節に願います。

(よっし～)



### 会員加入と寄付ご協力のおねがい

活動の一層の充実のために、会員加入および寄付金のご協力をお願いします。ホクネットへの寄付金は税額控除の対象となります。



内閣総理大臣認定適格消費者団体  
認定特定非営利活動法人

**消費者支援ネット北海道**

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4F



ホームページ <http://www.e-hocnet.info/>

Mail [info\\_hokkaido@hocnet1222.jp](mailto:info_hokkaido@hocnet1222.jp)

Facebook [hocnet1222](#)

Twitter [rhocnet20162](#)

TEL 011-221-5884

FAX 011-221-5887